都城市 介護保険課での取扱

更新日:R6年4月3日

No.	項目	質問	回答
	洗浄機能付腰掛け便座の取り扱い(ウォシュレット付補高 便座)について	ウォシュレット付補高便座は福祉用具の購入対象になるか。	補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能を目的とした場合は支給対象となりません。ただし、本人にとって補高の必要性があり、なおかつ洗浄機能付の腰掛便座の必要性が認められた場合は支給対象となる。購入前に市へ相談してください。
2	暖房便座機能付ポータブル トイレについて	冬寒い時期に便座が冷たいため、暖房便座機能付ポータブ ルトイレを購入したいが、支給対象か。	本人・家族の希望のみでは支給対象外です。疾患等により、暖房機能付の便座でないと重篤な危険があると市が判断した場合は支給対象となります。部屋を暖かくする、便座に便座シートを貼る等の工夫が必要です。購入前に市へ相談してください。
3		恥ずかしいので家具調のポータブルトイレを購入したいが、支 給対象か。	本人・家族の希望のみでは支給対象外です。家具調でなければならない理由があり、なおかつ市が必要であると判断した場合は支給対象となる。購入前に市へ相談してください。
4	入浴補助用具踏み台の取り 扱いについて	入浴補助用具として踏み台(浴槽に入る際に使用)は支給対 象か。	踏み台は、特定福祉用具にあたらないため、浴槽外で使用する場合には支給対象外となる。申請書の理由欄で浴槽内で浴槽内いすとして使用することが明らかな場合は支給対象となります。
	浴室内に置く滑り止めマット の購入について	滑り止めマットについて購入の対象となりますか?	滑り止めマットについては、支給対象外です。
6	同一種目の福祉用具複数購 入について	向一種日・品名の偏征用具の複数購入は文稿対象となりま すか? 	介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保 険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具 又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険 者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別な事情があ る場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費 の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他 特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認めら れる場合の再支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような種 目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれます。
		介護保険で購入した福祉用具が故障して使用できなくなった が、再度購入した場合、支給対象になるか。	破損した場合や介護の必要の程度が著しく高くなった場合、その他の 特別の事情がある場合に必要性が認められれば支給の対象になる。 購入前に市へ相談してください。

No.	項目	質問	回答
8	同一種目の再購入について		規則第70条第1項では「要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給する」ことが規定されているが、ここでいう「必要性」には、被保険者の身体特性に照らした特定福祉用具の「使用」の必要性と当該用具の「購入」の必要性とが含まれているものと解されます。このため、同条第2項の規定は、上記の「必要性」が認められることを前提とした同一限度額管理期間内の支給制限規定であり、限度額管理期間が変わっても、既に保有している当該特定福祉用具を購入する必要性が認められなければ支給することはできません。
9		介護保険法施行規則70条第2項にて、「居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、同一種目の特定福祉用具については支給しない」とあるが、次の場合はどうですか?①昼間は和式便器の上に腰掛便座を置いて(すでに購入済み)、夜間ポータブルトイレを利用したいので購入したい②入浴補助用具の入浴用いすと浴槽内いすを購入したい	どちらも支給対象となります。 ①平成19年4月1日から支給対象となっています。 ②支給対象としています。
10	「和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの」と「ポータブルトイレ」を購入した場合	特定福祉用具の「腰掛便座」について「和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの」といわゆる「ポータブルトイレ」を購入した場合、両者が支給の対象となるのか。	用途及び機能が著しく異なるものと判断できる場合は、両者共支給対 象となります。
11	インターネットの購入につい て	インターネットで福祉用具を購入した場合、支給対象となる か。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われなければなりません。したがって、インターネットでの購入は支給対象外になります。

No.	項目	質問	回答
12	福祉用具の取り扱いについて	子の家等自宅以外で使用するために福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	原則、自宅(住民票上の住所)で使用することを目的としているため、その場合は支給対象外です。しかし、子の家等自宅以外が生活の拠点となる場合は購入前に市へ相談してください。 利用者の状況や自宅で生活できない状況、住所を変更しない理由等を確認し、支給対象とする場合もあります。 その場合、福祉用具が必要な理由書及び居宅サービス計画書(1表及び2表)もしくは介護予防サービス支援計画書において自宅以外が生活の拠点となっていることかつ、その理由が明確である場合に限り、支給対象となります。 なお、上記については、購入前に介護保険課給付担当に事前相談が必須です。 ※有料老人ホーム等(福祉用具購入が保険給付の対象となる施設)に入所されている方で、住所地が自宅のままになっている場合については、市への事前相談は不要です。ただし、理由書及び、居宅サービス計画書(1表及び2表)もしくは介護予防サービス支援計画書の提出が必要です。
13	施設利用と福祉用具購入について	高齢者向け施設及び住宅に居住している被保険者に福祉用 具購入費は支給できるか。	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、養護老人ホーム及び経費老人ホームについては保険給付の対象としています。特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム)などの施設では整備されていることが前提のため、一般的には必要はないと考えます。
14	施設利用と福祉用具購入に ついて	介護保険施設に入所している要介護者に対して、福祉用具 購入のサービス提供し、介護報酬を算定することができるの か。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することができません。
15	入院中の福祉用具購入につ いて	入院中に介護保険を使って福祉用具を購入することはできますか?	退院することが確定しており、退院準備での購入で、退院後に申請書を提出するのであれば可能です。 入院先でのカンファレンスや本人と面談を行った上で、自宅で適切に使用できる用具を選定したという記録が必要となります。 ただし、体調変化などで入院が延長したり、退院することができなくなった場合は支給対象とならない場合もあるので注意が必要です。

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R6年4月3日

No.	項目	質問	回答
16	入院中の福祉用具購入につ いて	病院に入院中の被保険者が退院に向けて外泊訓練中であり、近日中に退院予定である。外泊訓練時、自宅においてポータブルトイレが必要であるとケアマネージャーが認め、本人も了承している。この場合、福祉用具の購入の対象となりますか?	介護保険の介護サービスは、医療保険施設に入院中の場合は利用できないので、外泊中に利用することを目的とした福祉用具の購入は対象外となります。
17	施設入所中の利用者の福祉 用具購入について	している要介護被保険者について、専用の居室内においての み使用する場合、福祉用具購入も対象となりますか?	特定施設入所者生活介護及びグループホームのサービス給付を受けている利用者に対する福祉用具購入費の支給は制度上可能であるが、施設では整備されていることが前提のため、一般的には必要ないと考えられる。しかし、個室において特段の事情がある場合には、支給の対象となります。
18	介護認定申請中の福祉用具 購入について	介護認定申請中に福祉用具購入したが、認定結果が出る前に本人が入院してしまいました。福祉用具購入費申請書は本人が退院してからの提出でも大丈夫ですか?	購入した時点で介護認定が済み、本人が在宅していたのであれば提出できます。ただし、提出期限は2年間ですので注意してください。 念のため、提出時の本人の状況を確認してください。万が一亡くなられていた場合は、申請書類の再作成及び追加書類が必要になります。
19	転出した場合の福祉用具購 入について	福祉用具の購入後に転出した場合、支給申請は転出前の保 険者ですか?転出後の保険者ですか? 申請の際は、いつまで申請できますか?	支給申請は、転出前の保険者に行ってください。購入後2年間は申請 可能です。
20	福祉用具購入について	特殊機能を有するものや高額な福祉用具を購入する際に市 へ事前に相談できますか?	購入後の申請であるため、市が必要性がないと判断した場合には支給 出来ません。購入前に市へ相談をすることを勧めます。

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R6年4月3日

No.	項目	質問	回答
21	福祉用具購入について	軽度認定者(要支援1~要介護1)が介護保険を使って、ポータブルトイレ(腰掛便座)を購入したいが、認められますか?	必要とする合理的な理由があれば購入は認められます。そのためには、利用者の状態を把握した上での選定が必要です。
22	福祉用具購入について	介護保険を使った福祉用具の購入だけでもケアマネージャー が必要ですか?	介護保険を使った福祉用具購入だけの利用であれば、ケアマネー ジャーをつける必要はありませんが、福祉用具が必要な理由書を記載 する必要がありますので注意が必要です。
23	福祉用具購入について	利用者が通信販売等で購入する場合、送料が別途請求されることがあります。福祉用具購入に伴う送料は支給の対象とならないと考えますが、いかがですか?	支給対象となりません。
24	部品の購入について	以前ポータブルトイレを購入したが、立ち上がるのが大変になってきた。補高スペーサーを購入し、使用すればまだ一人でポータブルトイレを使えるが、追加購入することは可能か。	対象者の状態をよく把握し、動作確認を行い必要とする合理的な理由があれば支給対象となります。購入前に市へ相談してください。
25	部品の購入について	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスの必要性から部品を購入した場合は支給対象となるか。	破損等により製品本来の機能を果たさなくなったり、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部分について、市が部品を交換することを必要と認めた場合には、支給対象となる。但し、予備の部品を購入するのは必要性がないので、支給対象外である。購入前に市へ相談してください。
26	福祉用具の購入について	共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易 浴槽の購入を希望している場合、支払額を2分し、10万円の 限度額を双方に適用することは可能ですか?	共同で特定福祉用具を購入することはできません。

No.	項目	質問	回答
27	福祉用具購入について	介護保険で入浴用いすを購入したところ使い勝手が悪いので 違うメーカーの入力用いすを購入したいのですが、支給対象 となりますか?	原則として同一年度(4月1日からの12月間)に同一種目の福祉用具については支給対象外となります。ただし、次に掲げる特別な事情があり必要と認める合理的な理由がある場合は、同一種目であっても支給対象となることがあります。(※異なる年度においても同様の扱いとする。) ①既に購入した福祉用具が破損し使用に適さななった(※申請時に破損した用具の写真を提出すること) ②被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなり使用に適さなくなった。③同一種目であっても用途や機能が著しく異なるものを購入する(※例:「入浴補助用具」のうち「入浴用いす」と「浴槽内いす」)
28	福祉用具購入について	浴室用すのこ等を一般の大工に作成してもらった場合(メーカー以外の場合)、福祉用具購入費として支給可能ですか?可能であればパンフレットはどうすればいいですか?	浴室内において浴室の床段差の解消ができるものであり、指定業者からの購入であれば福祉用具購入の対象となります。ただし、オーダーメイドの場合は、見積書及び設置前後の写真により現物の確認を行う必要があります。
29	福祉用具購入について	簡易昇降便座の設置に当たり、床にビス止めする取り付け料は支給対象となりますか?	取り付け料も支給対象となります。ただし、電源工事料は支給対象外です。
30	手動式の特殊尿器について	手動式(尿が自動的に吸引されない)のものについては、特 定福祉用具の種類に該当しないものと考えますが、どうです か?	特定福祉用具の種類に該当しない。
	福祉用具購入費の限度額管 理について	月間とされており、3月に認定申請した利用者が、3月・4月にそれぞれ支給限度基準額である10万円、すなわち連続する2ヶ月間に合計20万円を支給限度基準額として、支給をうけることも可能ですか?	福祉用具購入費の限度額管理期間は、毎年4月1日からの12月間となっているため可能です。すなわち、3月・4月でそれぞれ必要な福祉用具を購入した場合、支給限度基準額である10万円の範囲でに支給されるものであって、3月・4月合わせて1種目20万円の福祉用具が購入できるというものではないことを念のためお伝えします。
1 4/	福祉用具購入の申請書について	福祉用具購入費支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の記入は、ケアマネージャーが記入することが適当と考えられるが、福祉用具購入のみを希望する場合など、ケアマネージャーが関わっていない人の場合、誰が記入すればいいですか?	住宅改修費と異なり、規則上「福祉用具が必要な理由」をケアマネー ジャー等が記入するということは求められていないので、本人または家 族が記入することが必要だと考えられます。

No.	項目	質問	回答
33	指定を受けていない事業所 で購入した場合について	指定を受けていない事業者で利用者が特定福祉用具を購入 した場合であっても、保険者の判断で福祉用具購入費を支給 することはかのうですか?	特定福祉用具販売は、制度改正により福祉用具専門相談員が関与する「サービス」として位置づけられたものであり、その「サービスの質」が担保されない購入費に対しては福祉用具購入費の支給対象外となります。
34	消費税及び端数処理の取り 扱いについて	「特定福祉用具の購入費の支給」及び「福祉用具貸与のうち身障者物品に係らないもの」については消費税がかかるが、この場合本人負担額については、 ①消費税部分についても保険給付がある ②償還払い金額に小数点以下の端数が生じた場合は、「四捨五入」で処理する 上記のような考えでよいですか?	①消費税部分についても給付対象となります。 ②他のサービスと同様の考え方であり、保険給付額を小数点以下で切り捨てて処理し、残額が自己負担となります。
35	福祉用具購入費の支払い前 に本人が死亡した場合につ いて	特定福祉用具購入費について、販売店と分割払い等の契約で購入し、完済する前に本人が死亡したため、領収書の発行を受けていない。クレジットカードで購入し未完済でも販売店からの領収書の発行を受けている場合は、福祉用具購入費の支給申請が可能であるが、この場合未完済で領収書の発行を受けていないので、支給申請自体できないということになるのですか?あるいは、生前本人が福祉用具を利用していたという実績があれば支給の対象となりますか?この場合支給対象となるのは、全額あるいは支払い済みの分のみのどちらになりますか?	福祉用具を購入し、完済する前に被保険者本人が生前当該福祉用具を利用していたという実績があれば支払い済みの分までは介護保険の給付の対象となります。なお、申請時に被保険者の相続人等により残額を完済している場合には全額分が支給の対象となります。支給対象とするかどうかは、販売者から領収書等、受領したことを証明する書類をもって確認します。死亡後に相続人等により支払いを行った場合は、納品書及び領収書に対象者氏名と納品日の記入が必要です。

都城市 介護保険課での取扱

更新日:R6年4月3日

No.	項目	質問	回答
36	排泄予測支援機器について	排泄予測支援機器の購入を希望する場合、どのような流れになるか。	排泄予測支援機器の購入を希望する場合は、購入前に介護保険課に 事前相談が必須です。 購入までの流れは下記の通りです。 ①介護保険課に、電話又は窓口にて事前相談。対象者の身体状況、介護状況、排泄状況等の確認を行う。 ② ①の事前相談後、支給対象となる可能性がある場合、医師の医学的な所見(膀胱機能が確認できるもの)及びアセスメントを介護保険課に提出。 ③ ②の書類確認後、支給対象となる場合、試用を実施(7日以上) ④試用の結果を記載した「排泄予測支援機器 確認調書」を作成する。 ⑤確認調書を介護保険課に提出し、購入予定の有無を介護保険課へ連絡する ⑥購入後、申請書を提出。(申請書、領収書、カタログ、理由書、確認調書)
37		浴槽へ出入りできるようにするため、異なる入浴台を組み合わせて同時に購入した場合は支給対象か	No.6のとおり、同一種目・品名の福祉用具の複数購入は支給対象外です。ただし、同一種目でも異なる品名の福祉用具を購入する場合は、それぞれの福祉用具の導入効果を理由書に明記することに加え、設置前後の写真、カタログを提出してください。本人の身体状況を踏まえた複数購入の必要性が確認できる場合は支給対象となります。

※Q&Aは随時追記・変更しますので、最終更新日のものをご覧下さい。